



外国人を雇用する事業主の皆さんへ

外国人雇用状況届出書（様式第3号）による届出は インターネットで登録できます

労働施策総合推進法に基づき、外国人を雇用する事業主には、**外国人労働者の雇入れ時と離職時に、在留資格などを、ハローワークへ届け出ることが義務づけられています。**

外国人雇用状況届出書（様式第3号）による届出は、ハローワークインターネットサービスの「外国人雇用状況届出システム」を利用するといつでも簡単にできますので、ぜひご利用ください。

インターネットで届け出るメリット

● 24時間、365日いつでも届出できます！

毎週日曜日22時～翌日（月曜日）8時の間は、システムメンテナンスのためサービスを停止します。

● ハローワークへの来所は不要です！

● 複数の外国人についてまとめて届出できます！

● 届出情報をインターネットで確認・修正できます！

様式第3号（第10番附録）（表裏）			
雇入れられに係る外国人雇用状況届出書			
①外國人の氏名 (ローマ字)	姓 名	ミドルネーム	
②③の者の在留資格 (西暦)	④⑤の者の在留期間 (西暦)	年 月 日	年 月 日
⑥⑦の者の生年月日 (西暦)	⑧⑨の者の性別	⑩⑪の者の貢献外活動許可の有無	⑪⑫の者
⑬⑭の者の国籍・地域		1 男・2 女	1 有・2 無
⑮⑯の者の 雇用契約書類の 提出年月日	⑰⑱の者の 雇用契約書類の 提出年月日	年 月 日	年 月 日
雇入れ年月日 (西暦)	離職年月日 (西暦)	年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
事業主の 事務所の 所在地、電話番号等	雇入れは原則に係る事業所 (在所) の所在地、電話番号等	雇用登録用事業者登録 番号	
事業主の 氏名	TEL (在所) (現住所)	TEL (現住所)	
社会保険 被保険者登録 登録年月日	氏名	公共職業安定所長 殿	

ご利用方法 まずは「外国人雇用状況届出システム」へアクセス！

以下のいずれかの方法でアクセスできます。

<https://gaikokujin.hellowork.mhlw.go.jp/report/001010.do?action=initDisp&screenId=001010>

① インターネットで「外国人雇用状況届出システム」を検索する

② ハローワークインターネットサービス
(<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>)

- 「事業主の方」または「事業主の方へのサービスのご案内」
- 事業主の方へのサービス「外国人雇用状況届出について」
- 申請等をご利用の方へ「外国人雇用状況届出」

外国人雇用状況届出システム

検索

↓このバナーが目印です



外国人雇用状況届出システムの「操作マニュアル」は、以下のページに掲載しています。

https://www.hellowork.mhlw.go.jp/doc/gaikokujin_manual.pdf

インターネットでの届出方法（ユーザーID登録）

「外国人雇用状況届出システム」へアクセス

<https://gaikokujin.hellowork.mhlw.go.jp/report/001010.do?action=initDisp&screenId=001010>

厚生労働省
外国人雇用状況届出システム

■ 外国人雇用状況届出とは

事業主の協力に基づき、直々の事業所における外国人労働者の雇用状況を把握し、外国人労働者の雇用の安定を含めた地域の労働力確保の適正な調整及び外国人労働者に対する適切な雇用管理制度の促進を図ることを目的としたものであります。

■ 留意事項

本登録は、(一)個人・(二)事業所の場合は連絡帳代入登録、(三)他の事業所の場合は連絡登録により、一概でも、ローワークに届出を行ったことのある事業主の方は、この画面からユーザーID及びパスワードを取得することができます。以前に他の事業所による登録を行い、今後、インターネットによる届出を希望する場合は、新規ですが、株式会社を離れており、ローワークでお預りせたままである場合、ご登録者様のメールアドレスをお忘れください。

■ 重要な注意事項

口座登録にて定期失敗した場合、一時的にログインができないことがあります。ログインができない場合、時間をおいて再度ご利用をお願いいたします。

■ お知らせ

日本語版と英語版の二つの言語で、ハローワークセンター等サービスの申請等をご利用の方へも、外国人雇用状況届出システム操作マニュアルを掲載しています。

操作上ご不明な点がございましたら、ご活用ください。

その他、システムに関するお問い合わせについて、以下のリンクから確認ください。
⇒ ハローワークセンター・オンラインサービス・新規登録・お問い合わせ

■ ログイン

外務省二つ目の認証の実現
ハローワークセンター等サービスの「申請等をご利用の方へ」、外国人雇用状況届出システム操作マニュアルを掲載しています。

注意：ユーザーIDおよびパスワードは第三者に漏れないと大変に危険です。

ユーザーID
パスワード
サービスご利用の注意
ログイン

■ ユーザID新規登録・パスワード再登録・お問合せ

ユーザーID新規登録 外国人雇用状況届出システムのユーザーIDをお持ちでない方は、ユーザーIDの新規登録を行ってください。

お問合せ 外国人雇用状況届出システムによるお問合せを掲載しました。

厚生労働省職業安定局
お問い合わせは、Google Chrome 5~Microsoft Edge4.5以上でご覧ください。
All rights reserved. Copyright © Employment Security Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省・外国人雇用状況届出システム
新規ユーザーID登録

トップメニュー > 新規ユーザーID登録

■ 新規ユーザーID登録手順

① 雇用保険適用事業所番号をお持ちの方
1. 当面の「雇用保険適用事業所からのユーザーID仮登録」をクリックしてください。
「ユーザーID仮登録メール送信」に遷移します。

2. 雇用保険適用事業所番号、担当者eメールアドレスを入力し、「同意します」をクリックしてください。
ユーザーID仮登録メール送信

3. しばらくすると、仮登録メールが通知されますのでメール内のアドレスにアクセスしてください。
「ユーザー情報登録」が表示されます。

4. 「ユーザー情報登録」で事業所情報を入力してください。入力後「ユーザー情報登録」をクリックしてください。
「ユーザー情報登録確認」が表示されます。

5. 「ユーザー情報登録確認」に表示されている事業所情報を確認し、誤りがなければ「確認OK」をクリックしてください。
ユーザーID仮登録メールを送信しますのでメール内を確認してください。
また、ユーザーID登録メール送信が完了しました、ユーザーIDの登録は完了です。

6. ログインを行い、雇用状況の報告をおこなってください。

② 雇用保険適用事業所番号をお持ちでない方
1. 雇用保険適用事業所番号をお持ちの方
2. 雇用保険適用事業所番号をお持ちでない方
3. 厚生労働省職業安定局のユーザーID登録

トップメニュー
▲ このページのトップへ
厚生労働省職業安定局

「ユーザーID新規登録」
をクリック

- ①雇用保険適用事業所番号をお持ちの場合
▶ 「雇用保険適用事業所からのユーザーID仮登録」
- ②雇用保険適用事業所番号をお持ちでない場合は
▶ 「雇用保険非適用事業所からのユーザーID仮登録」

厚生労働省・外国人雇用状況届出システム
ユーザーID仮登録メール送信

トップメニュー > 新規ユーザーID登録 > ユーザID仮登録メール送信

■ 操作説明

下記の注意事項を読み、同意する場合、雇用保険適用事業所番号、担当者eメールアドレスを入力し、「同意します」をクリックしてください。
ユーザーID仮登録メールを送信します。

・上記に同意できない場合は、「戻る」をクリックしてください。

雇用保険適用事業所番号
担当者eメールアドレス
担当者eメールアドレス(再入力)

(ユーザーID登録)を完了してください。
24時間以内にユーザー情報登録が完了しない場合は、仮登録は破棄されます。

戻る 同意します

①
②

厚生労働省・外国人雇用状況届出システム
ユーザーID仮登録メール送信

トップメニュー > 新規ユーザーID登録 > ユーザID仮登録メール送信

■ 操作説明

下記の注意事項を読み、同意する場合、都道府県、都道府県、管轄のハローワーク、担当者eメールアドレスを入力し、「同意します」をクリックしてください。
ユーザーID仮登録メールを送信します。

都道府県
管轄のハローワーク
担当者eメールアドレス
担当者eメールアドレス(再入力)

※ ユーザID仮登録メールが発送されました。24時間以内にメール内のアドレスにアクセスし、ユーザー情報登録
(ユーザーID登録)を完了してください。
24時間以内にユーザー情報登録が完了しない場合は、仮登録は破棄されます。

戻る 同意します

それぞれ次画面で必要事項を入力し「同意します」をクリック

- ▶ 入力したメールアドレスに仮登録メールが自動送信されるので、メールが届いたら開く
- ▶ ユーザ情報登録画面から必要事項（パスワードの設定を含む）を入力
- ▶ 「ユーザー情報登録」をクリック
- ▶ 次画面で登録内容を確認し「確定」をクリック
- ▶ 本登録完了

インターネットでの届出方法（届出内容の登録）

「外国人雇用状況届出システム」へアクセス

<https://gaikokujin.hellowork.mhlw.go.jp/report/001010.do?action=initDisp&screenId=001010>

The screenshot shows the homepage of the 'Employee Status Reporting System'. It features a purple header bar with the system name. Below it is a main content area with several sections: 'Employee Status Reporting Instructions', 'Notes', 'Information Disclosure', 'Login', and 'User ID Registration/Password Reset/Change Request'. The 'Login' section contains fields for 'User ID' and 'Password', with a red dashed box highlighting the 'Login' button. At the bottom, there's a section for 'User ID Registration/Password Reset/Change Request'.

The screenshot shows the 'Business Entity Information Confirmation' page. It includes a header with 'Logout' and a navigation menu. The main content area has sections for 'Previous Login Time' (with a note about possible reemployment), 'Information Disclosure' (with a note about potential employment), and 'Notes'. On the right side, there are input fields for 'Manager Name', 'Manager Contact Number', 'Manager Extension', and 'Manager Email Address'. A red dashed box highlights the 'Employment Information Menu' button at the bottom right.

登録したユーザIDと
パスワードを入力して
「ログイン」を
クリック

「雇用情報メニュー」
をクリック

The screenshot shows the 'Employment Information Menu' page. It has a header with 'Logout' and a navigation menu. The main content area is titled 'Business Entity Information' and contains a 'Notes' section. On the right side, there are sections for 'Employment Information Registration' (with a note about new registration), 'Employment Information Correction' (with a note about correction), 'Employment Information Cancellation' (with a note about cancellation), and 'Password Change' (with a note about password change). A red dashed box highlights the 'Employment Information Registration' button.

「外国人雇用情報
新規登録」をクリック

The screenshot shows the 'New Employment Information Registration' page. It has a header with 'Logout' and a navigation menu. The main content area is titled 'Operation Instructions' and contains a form for entering employment information. The form includes fields for 'Name (Romanized)', 'Name (Katakana)', 'Employment Status', 'Employment Details (Address)', and 'Remarks'. A red dashed box highlights the 'New Employment Information Registration' button at the bottom right.

雇用情報新規登録画面で必要事項を入力

- ▶ 「外国人雇用情報新規登録」をクリック
- ▶ 次画面で「確定」をクリック
- ▶ 登録完了

外国人雇用状況届出システムよくあるご質問

1 申請方法について

質問

これまでには外国人雇用状況届出書（様式第3号）の届出用紙を利用してハローワークで届出を行っていました。今後はインターネットでの届出に変更したいです。必要な手続きはありますか。

回答

これまでに、**外国人雇用状況届出書（様式第3号）**、**雇用保険被保険者資格取得届（様式第2号）**、**雇用保険被保険者資格喪失届（様式第4号）**の届出用紙を使って、一度でもハローワークに外国人雇用状況の届出を行ったことのある事業主の方は、インターネット上からユーザIDとパスワードを取得することはできません。
お手数ですが、事業所を管轄するハローワークまでお問い合わせください。

2 ログイン情報の管理

質問

ユーザID、パスワード、メールアドレスがわからなくなりました。

回答

管轄のハローワークまでお問い合わせください。
ハローワークで登録状況を確認します。

3 社会保険労務士による届出

質問

社会保険労務士がインターネットで届出を行う場合の注意点について教えてください。

回答

社会保険労務士の方も、事業主の方と同様に、インターネット上からユーザIDとパスワードを取得できます。登録時の担当者氏名欄に「社会保険労務士 ○○○○」と社会保険労務士の名称を冠して氏名を記載してください。

雇用保険被保険者となる外国人の場合は、雇用保険被保険者資格取得届または雇用保険被保険者資格喪失届に「国籍・地域」や「在留資格」などを記入してハローワークに提出すると、外国人雇用状況の雇入れまたは離職の届出ができます。また、e-Gov電子申請（<https://www.e-gov.go.jp/>）からも登録ができます。
その場合、外国人雇用状況システムからの届出は不要です。